

トリーカ人権方針

トリーカは、「一針入魂」の精神を経営理念とし、一針一針に心を込めたものづくりを行っています。そして、心豊かな多様な人材を育み、新たな価値創造を通して、社会に貢献することを目指しています。本方針は、トリーカの事業活動における人権に関する最上位の指針として位置づけ、制定しました。

[人権尊重へのコミットメント]

トリーカは「ビジネスと人権に関する国連の指導原則」、ならびに国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」をはじめとした人権に関する国際的な規範・原則を支持し、人権尊重に取り組みます。

トリーカが重要と考える人権項目

- (1) 雇用の自由選択
- (2) 強制労働・児童労働の禁止と若年労働者の保護
- (3) 適正な労働時間と適正な賃金
- (4) 外国人労働者の採用に係る適正な手続きおよび適正な労務管理
- (5) 差別／ハラスメントの排除
- (6) 結社の自由
- (7) 職務上の安全衛生
- (8) 個人情報とプライバシーの保護

[適用範囲]

本方針は、トリーカ（株式会社トリーカおよびその関連会社）の全ての役員および従業員に適用されます。また、トリーカの生産活動に係る全てのビジネスパートナーの皆さまにも、本方針の内容を理解し、支持していただくことを期待します。

[人権尊重責任の実行]

- ・トリーカは人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、トリーカが社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その予防および軽減を図り、その進捗と結果について継続的に情報を開示します。
- ・トリーカは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に承認された人権原則と各国の法令が相反する場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。
- ・トリーカは、本方針を実行する過程において、必要に応じて外部専門家の知見を活用します。また、関連するステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。
- ・トリーカは、本方針が自らのすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、すべての役員と従業員に対し、幅広い人権啓発を行います。
- ・トリーカは、事業活動に伴う人権への負の影響を効果的に把握するために、実効性のある通報対応の仕組みを整備していきます。また、人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

本方針は、株式会社トリーカの取締役会において、2025年8月22日に承認されています。

2025年8月22日

株式会社トリーカ

代表取締役社長 岩村 真二

岩村 真二